



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年1月18日(金) 第9666号

目次

ページ

告示

○解除予定保安林(森林保全課)	2
○同	2
○同	2
○保安林の指定施業要件の変更予定(同)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○同	3
○同	4
○道路の供用開始(同)	4
○同	4
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	5

公告

○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	5
○道路位置の指定(建築課)	5

教育委員会規則

○群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(学校人事課)	7
------------------------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市赤城町棚下字大岩904の4、908の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第11号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 渋川市赤城町棚下字大岩904の4
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第12号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 桐生市梅田町三丁目字丸山572の5(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第13号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 邑楽郡邑楽町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び邑楽町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	254号	富岡市田島字岩崎前231番の1地先から同市同字同196番の1地先まで	前	10.0～12.4	94.1
			後	10.7～16.3	94.1

◎群馬県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川東吾妻線	渋川市金井字下新田1619番の1地先から同市同字西裏2178番の2地	前	7.9～15.0	307.4

	先まで	後	7.9~25.7	307.4
--	-----	---	----------	-------

◎群馬県告示第16号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	中之条湯河原線	利根郡みなかみ町入須川字十二原1976番の5地先から同郡同町同字同1809番の12地先まで	前	7.0~20.8	460.9
			後	11.3~90.8	460.9

◎群馬県告示第17号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	綿貫篠塚線	高崎市八幡原町字北川久保508番の3地先から同市同字同455番の1地先まで	平成31年1月18日

◎群馬県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

--	--	--	--

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川松井田線	安中市松井田町上増田字増田山外国有林183林班へ小班地先から同市同字箕輪久保3927番地先まで	平成31年1月18日

◎群馬県告示第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画道路 (1) 3・3・7号 太田妻沼線 (2) 3・5・20号 矢場古戸線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分
 - (1) 3・3・7号 太田妻沼線
変更する部分 太田市古戸町地内
 - (2) 3・5・20号 矢場古戸線
変更する部分 太田市古戸町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
細野原	理 事	退 任	石田光永	安中市松井田町上増田2803番地1

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年1月18日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字広馬場字八幡下2554-1	延長 33.09 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-22号 平成30年12月19日
2	同	北群馬郡榛東村大字長岡字大宮448-1	延長 34.81 幅員 5.02	群馬県指令前土第304-23号 平成30年12月25日

教育委員会規則

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年一月十八日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第一号

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年群馬県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項下欄四中「戸籍抄本」を「戸籍の個人事項証明書又は戸籍抄本」に改め、同欄(中)「第十二項」を「第十一項」に改め、同表二の項から十の項までの規定中「戸籍抄本」を「戸籍の個人事項証明書又は戸籍抄本」に改め、同表十二の項下欄(中)「戸籍抄本」を「戸籍の個人事項証明書又は戸籍抄本」に改め、同欄(ハ)中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同表十三の項下欄(中)「及び」の下に「戸籍の個人事項証明書又は」を加え、同表備考第二号中「県内」の下に「の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校」を、「及び」の下に「戸籍の個人事項証明書又は」を加える。

第七条第一項中「教科に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目」を「施行規則第十一条第一項の表、第十七条第一項の表及び第十七条の二第一項の表に規定する科目」に改め、同項第一号イの表中

Table with 2 columns: 教科に関する科目, 教職に関する科目. Includes a 計 (Total) row.

Table with 3 columns: 領域に関する専門的事項に関する科目, 保育内容の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等, 大学が独自に設定する科目. Includes a 最低修得単位数 (Minimum Credit Units) row.

Table with 2 columns: 教科に関する科目, 教職に関する科目. Includes a 計 (Total) row.

Table with 3 columns: 領域に関する専門的事項に関する科目, 各教科の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等, 大学が独自に設定する科目. Includes a 最低修得単位数 (Minimum Credit Units) row.

に

を

に

を

改め、同項第二号イの表中

Table with 2 columns: 教科に関する科目, 教職に関する科目. Includes a 計 (Total) row.

Table with 3 columns: 領域に関する専門的事項に関する科目, 保育内容の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等, 大学が独自に設定する科目. Includes a 最低修得単位数 (Minimum Credit Units) row.

に

を

改め、同号ロの表並びに同項第三号の表及び第四号の表中

Table with 2 columns: 教科に関する科目, 教職に関する科目. Includes a 計 (Total) row.

Table with 3 columns: 領域に関する専門的事項に関する科目, 各教科の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等, 大学が独自に設定する科目. Includes a 最低修得単位数 (Minimum Credit Units) row.

に

を

改め、同項第五号の表中

Table with 2 columns: 教科に関する科目, 教職に関する科目. Includes a 計 (Total) row.

Table with 3 columns: 領域に関する専門的事項に関する科目, 各教科の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等, 大学が独自に設定する科目. Includes a 最低修得単位数 (Minimum Credit Units) row.

に

を

改め、同表備考中「教職に関する科目」を「各教科の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等」に改め、同項第六号イの表中

Table with 2 columns: 教科に関する科目, 教職に関する科目. Includes a 計 (Total) row.

Table with 3 columns: 領域に関する専門的事項に関する科目, 保育内容の指導法に関する科目又は理論的教育の基礎的理解に関する科目等, 大学が独自に設定する科目. Includes a 最低修得単位数 (Minimum Credit Units) row.

に

を

改め、同号口の表から二の表までの規定並びに同項第七号の表並びに第八号イの表及びロの表中

教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	計
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教職の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

改め、同項第九号の表及び第十号の表中

教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	計
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

を

養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
--------------------------	--------------	---------

に改め、同項第十一号

の表中「教職に関する科目」を「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に、「計」を「最低修得単位数」に改め、同条第二項第一号の表を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
三	八	七	一五
四	五	五	一〇

第七条第二項第二号の表を次のように改める。

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数
六	一〇	一〇	二〇
七	八	七	一五

第七条第三項第一号の表を次のように改める。

受けようとする免許に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	最低修得単位数
一	七	一	一	二	一〇

第七条第三項第二号の表を次のように改める。

受けようとする免許に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	最低修得単位数
一	七	二	二	九	九

第七条第三項第三号の表を次のように改める。

受けようとする免許に関する在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	最低修得単位数
二	五	一	二	二	二	二	八

八

五

五

一〇

教科	教職	養護	特支	栄養	を	第八条中「教科に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目、栄養に係る教育に関する科目、教職に関する科目及び」を「施行規則第七条第一項の表、第十一条第一項の表、第十七条第一項の表及び第十七条の二第一項の表に規定する科目並びに」に、「教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目」を「施行規則第十八条の二の表に規定する科目」に改める。	別記様式第一号中
						一	一
一	一	一	一	三	六	第七條第三項第五号の表を次のように改める。	
一	一	一	一	三	六		

教科・教職	養護・教職	特支	栄養・教職	大学独自	に
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	に
本籍地	本籍地	本籍地	本籍地	本籍地	に
生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日	に
年	年	年	年	年	に
月	月	月	月	月	に
日	日	日	日	日	に
男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	男女の別	に
男・女	男・女	男・女	男・女	男・女	に

改める。

別記様式第七号の二中「附則第19項」を「附則第18項」に改める。

別記様式第八号中

別記様式第十号中

改める。

別記様式第十一号中

改める。

別記様式第十八号中

附則

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県教育職員免許状に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の群馬県教育職員免許状に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

3
の間、この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
